

伊佐市地域公共交通利便増進実施計画

令和6年6月



伊佐市

[目 次]

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景・目的	1
2. 計画対象区域	1
3. 計画期間	1
4. 計画の位置づけ	1
5. 伊佐市地域公共交通計画における基本方針と将来像	2
第2章 利便増進事業の内容	4
1. 利便増進事業の全体像	4
2. 事業の内容及び実施主体	8
3. 地方公共団体による支援の内容	18
4. 事業実施に必要な資金の額・調達方法	19
5. 事業の実施により期待される効果	20
6. 事業全体の効果	22

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景・目的

伊佐市（以下、「本市」という）の公共交通は、過疎化による利用者の減少、医療機関や店舗等の社会インフラの縮小および慢性的な乗務員不足により、運行の効率化が必要となっている一方、高齢化が進む中、高齢者を中心とした交通弱者等の移動手段として重要性が増しており、地域の基盤として、持続性・効率性の高い、地域特性に適合した交通体系を構築し、維持、活用することで、地域力の維持、活性化につなげることが喫緊の課題となっています。

本市では、このような背景を踏まえ、市民の移動実態・ニーズに合った持続可能な公共交通体系の形成を実現するための施策を位置づけたマスタープランとして「伊佐市地域公共交通計画」（以下、「地域公共交通計画」という）を令和5年3月に策定しました。

この度、地域のニーズにきめ細かく対応した利便性の高い交通サービスの持続可能な提供を目的として、具体的な運行内容等を定めた「伊佐市地域公共交通利便増進実施計画」（以下、「利便増進計画」という）を策定します。

2. 計画対象区域

本計画の区域は、山野地区、平出水・羽月北地区、田中・下手地区、徳辺・湯之尾地区、曾木・針持地区、本城・永池地区とします。

3. 計画期間

本計画の期間は、地域公共交通計画と整合を図り、令和6年度から令和9年度までの4年間とします。

	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
伊佐市地域公共交通計画					
伊佐市地域公共交通利便増進実施計画					

4. 計画の位置づけ

本計画は地域公共交通計画に示す事業の具体的な内容等を示すものとなるため、地域公共交通計画を上位計画として位置づけます。

5. 伊佐市地域公共交通計画における基本方針と将来像

地域公共交通計画では、「幸せ感じるまちづくりを支える持続可能な公共交通」を基本理念とし、その実現に向けて以下の基本方針を設定しています。

図表 伊佐市地域公共交通計画における基本方針

基本理念

幸せ感じるまちづくりを支える持続可能な公共交通

方針1 市民の暮らしに合った交通サービスの提供

- まちの変化に伴う地域ごとの移動実態やニーズに合わせた地域内公共交通の運行サービス等の見直しを適宜図ることで、市民の日常の移動を支える交通サービスの提供を目指します。
- のりあいタクシーの利用者の移動ニーズに合わせた運行内容の見直しに取り組み、利便性向上と利用促進を図ります。

方針2 市民・来訪者が公共交通を利用しやすい環境の構築

- 市民・来訪者の誰もが安全・快適に公共交通を利用できる環境を目指し、バスの待合環境の改善、ユニバーサルデザインの観点から乗車時間を快適に過ごせる環境整備等のほか、MaaS導入に向けた調査を進めます。

方針3 市民の公共交通に対する意識向上

- 将来にわたり公共交通を維持・確保していくためには、市民が公共交通を利用することが重要であることを十分に周知し、市民の公共交通への意識向上と利用促進を図ります。
- 公共交通を利用して暮らす習慣の定着を図るため、多様な関係者と連携しながら、子どもや高齢者等それぞれの対象に適した効果的なモビリティ・マネジメントに取り組みます。

方針4 持続可能な公共交通の構築

- 地域の実情に合わせた運行内容の見直し等、利便性と効率性のバランスが整った交通サービスの提供に努め、財政負担の軽減を図ります。
- 市内公共交通を活性化するにあたっては、地域間の移動手段として重要である路線バスの維持にも寄与できるよう取り組みます。
- 交通事業者の人員不足を受け、事業者と連携して担い手確保に取り組むほか、既存の交通サービスが行き届かない地域等においては、地域の多様な輸送資源の活用について検討していきます。

図表 計画目標及び事業体系

基本方針	目標	実施事業
【基本方針 1】 市民の暮らしに合った交通サービスの提供	【目標 1】 市民の日常生活を支える公共交通体系の構築	①市内バスの運行見直し※ ②のりあいタクシーの運行見直し※ ③住民との意見交換会の開催
【基本方針 2】 市民・来訪者が公共交通を利用しやすい環境の構築	【目標 2】 誰もが利用しやすい公共交通の環境整備	④バス停・車両等の環境整備※ ⑤利便性向上に向けた ICT の推進
【基本方針 3】 市民の公共交通に対する意識向上	【目標 3】 情報発信の強化と多様な関係者との連携による利用促進	⑥公共交通に関する情報発信の強化※ ⑦モビリティ・マネジメントの実施※ ⑧多様な関係者との連携による利用促進
【基本方針 4】 持続可能な公共交通の構築	【目標 4】 持続可能な公共交通サービスの提供	⑨公共交通の担い手確保支援 ⑩持続可能な公共交通の構築に向けた財政負担の軽減 ⑪多様な輸送資源の活用の可能性検討

※利便増進事業対象

第2章 利便増進事業の内容

1. 利便増進事業の全体像

(1) 利便増進事業の全体像

地域公共交通計画で記載した 11 施策のうち 5 施策を「利便増進事業」に位置付けています。

なお、利便増進事業とは利便性の高い地域旅客運送サービスの持続可能な提供を確保するために、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、路線の再編にとどまらず、運賃・ダイヤ等のサービス面の見直しも含めた利用者の利便の増進に資する取組を対象に国の認定を受けて実施する事業で、以下の事業が含まれます。

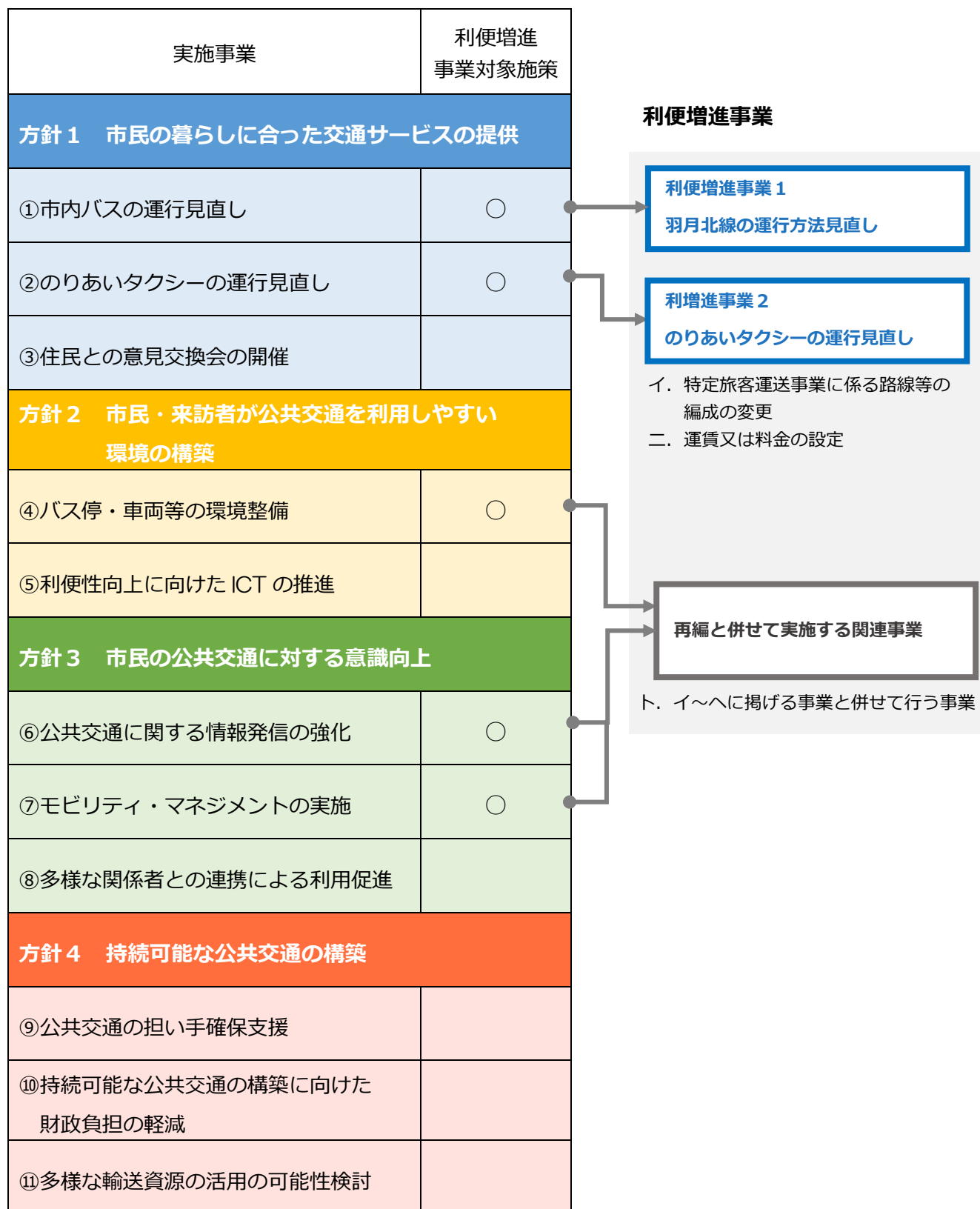
図表 利便増進事業の内容

- イ. 特定旅客運送事業に係る路線等の編成の変更
- ロ. 他の種類への旅客運送事業への転換又は自家用有償旅客運送から旅客運送事業への転換
- ハ. 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは区域の変更
- 二. 運賃又は料金の設定
- ホ. 運行回数又は運行時刻の設定
- ヘ. 共通乗車船券の発行
- ト. イ～ヘに掲げる事業を併せて行う以下の事業
 - ① 乗継ぎを円滑にするための運行計画の改善
 - ② 交通結節施設における乗降場の改善
 - ③ 乗継ぎに関する分かりやすい情報提供
 - ④ IC カード又は二次元コードの導入
 - ⑤ ①～④に掲げる事業の他、地域公共交通の利用を円滑化するための措置

（２）伊佐市地域公共交通計画との関連性

地域公共交通計画で位置づけた施策と、利便増進計画で実施する事業および再編と併せて実施する関連事業との関連性について以下に示します。

図表 伊佐市地域公共交通計画で位置づけた施策と利便増進事業の関係性



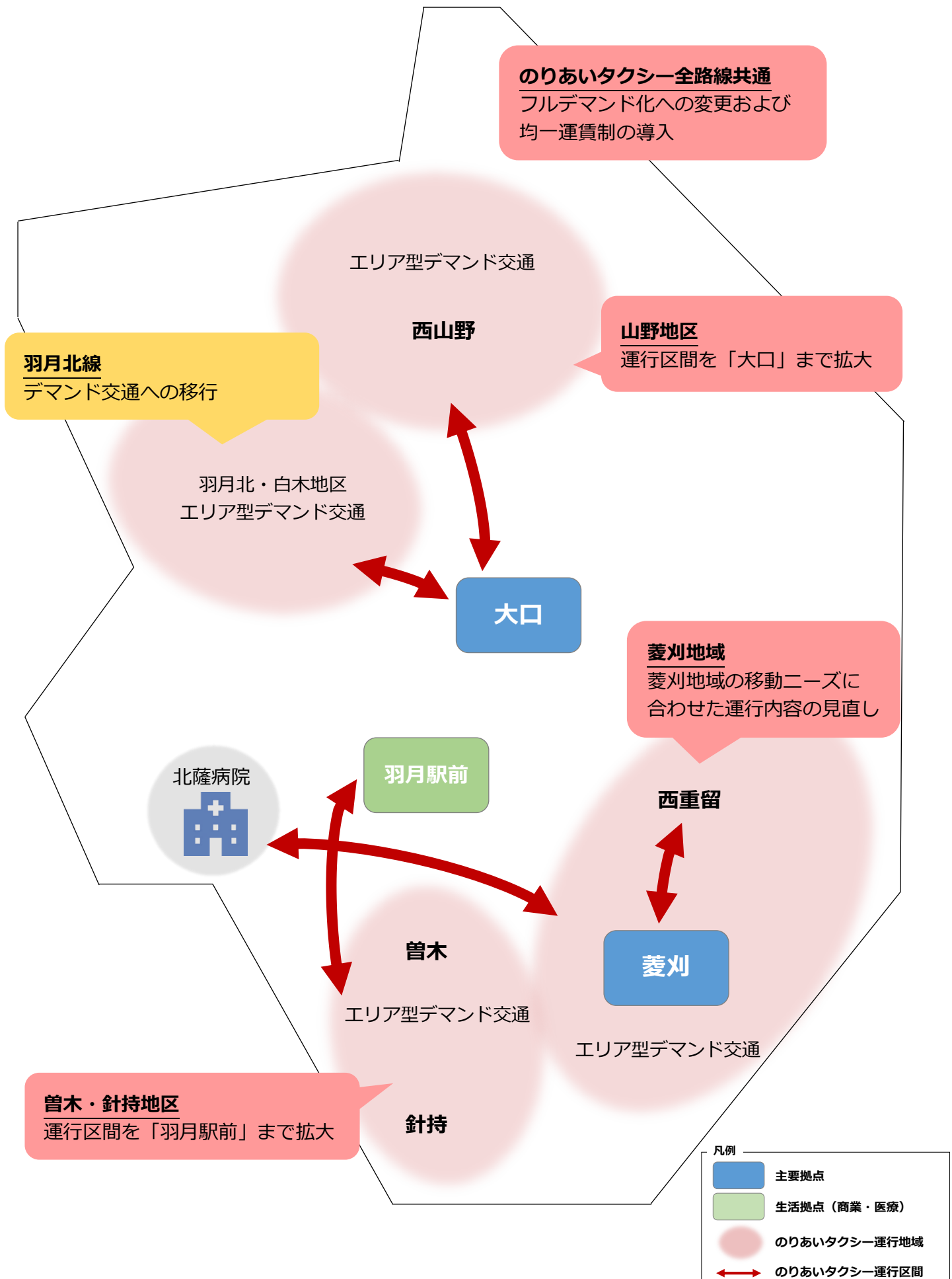
(3) 利便増進事業の概要及び実施時期

本計画に基づき実施する利便増進事業の概要と実施時期について以下に示します。

図表 利便増進事業の概要

事業名			
項目	事業内容	対象路線	実施時期
利便増進事業 1：羽月北線の運行方法見直し			
デマンド交通への移行	市内バスからのりあいタクシーへの移行	羽月北線	令和 6 年 10 月
利便増進事業 2：のりあいタクシーの運行見直し			
フルデマンド化への変更	定路線型からのフルデマンド型への変更	のりあいタクシー 全路線	令和 6 年 10 月
市民の移動実態・ニーズに 合わせた運行内容見直し	運行区間を「大口」まで拡大	【山野地区】 ・布計線・小川内線 ・平出水線	令和 6 年 10 月
	運行区間を「羽月駅前」まで拡大	【曽木・針持地区】 ・川西線・田原線 ・西山線・高塚線	令和 6 年 10 月
	菱刈地域の移動ニーズに合わせた運行内容の見直し ⇒地域内の全のりあいタクシーを「西重留」で乗降可能とする ⇒運行区間を「羽月駅前」まで拡大するなど、北薩病院への移動手段も確保する	【菱刈地域】 ・五色徳辺下線 ・山田徳辺線 ・下手線 ・湯之尾線 ・市山花北線 ・田中重留線 ・永池楠原線 ・野池小川添線 ・荒田線	令和 6 年 10 月
	運賃の見直し	均一運賃制の導入	のりあいタクシー 全路線

図表 伊佐市公共交通の再編 全体イメージ



2. 事業の内容及び実施主体

【事業1】羽月北線の運行方法見直し

【目的】

- 利用が低迷している市内バス・羽月北線において、運行の見直しを行い、市民の移動利便性の向上と地域内公共交通の効率的な運行を目指します。

【取組内容】

- 利便性が低く、利用も低迷していることを踏まえ、運行方式を「定時定路線運行」から「デマンド交通（のりあいタクシー）」に移行することで、運行効率化を図ります。

【運行概要】

運行会社	市内の交通事業者（伊佐交通観光、下小園タクシー）が1年ごとに交代で運行
運行方式	ドアツードア方式のエリア型デマンド交通
運行区域 ・乗降場所	羽月北・白木地区の自宅等と大口地区市街地をつなぎ、大口バス停や病院・スーパーなど特定の施設で乗降する。 ※大口地区市街地内で完結する移動は利用不可
運行曜日	月曜～土曜
運行便数	上り便：2便（8：00頃、9：30頃） 下り便：3便（11：00頃、12：00頃、14：30頃）
運賃	300円（未就学児無料）
車両	主にセダンタイプを使用し、予約者数が多い場合はジャンボタクシーを使用することも想定。

【利便増進事業の分類】

イ. 特定旅客運送事業に係る路線等の編成の変更

【実施主体】

伊佐市	●	交通事業者	●	関係事業者		市民	
-----	---	-------	---	-------	--	----	--

図表 事業実施前後の運行図

現状	再編後
所要時間が長い運行ルートで、かつ運行回数も少なく、利用しづらい路線になっている	
【運行回数】週 2 日（月・金）、2 便/日	【運行回数】週 6 日（月～土）、5 便/日
【路線の現状・課題】 ■ 利用面 <u>利用者数は減少傾向、市内バス全路線で最も少ない</u> - 利用者は減少傾向で、令和 4 年度は前年度比半減の 200 人となっている。 - 利用者数は全路線で最も少なく、1 便あたり利用者数は 1.1 人となっている。 ■ 運行面 <u>利便性が低く、利用低迷により財政負担の増加につながっている</u> - 運行日・便数が少なく、所要時間が 1 時間近くと長い運行ルートとなっており、利便性が低い。 - 利用者 1 人あたりの財政負担額は 5,641 円と全路線で最も多くなっている。	【再編内容】 <u>エリア型デマンド交通への移行</u> 利便性が低く、利用も低迷していることを踏まえ、運行方式を「定時定路線運行」から「デマンド交通（のりあいタクシー）」に移行し、羽月北線の運行ルートを含めた北西エリアと大口地区市街地をつなぐことで利便性の向上と運行効率化を図る。

【事業２】のりあいタクシーの運行見直し							
【目的】							
● のりあいタクシーの運行効率化および利便性向上を図るとともに、交通空白地の市民の移動手段を確保します。							
【取組内容】							
● 現在、バス停での乗降が基本となっている運行方式をドアツードア方式のフルデマンド化（基軸経路を設けない）に変更することにより、交通空白地を解消するとともに、利便性向上と運行効率化を図ります。具体的には、決まった運行ルートや停留所を設けず、予約に応じてエリア内の自宅前や乗降場所を巡回する運行方式とします。 ● 地域住民の買い物、通院等の日常生活における移動実態やニーズを踏まえた運行区間の見直しを行い、移動利便性の向上を図ります。 ● のりあいタクシーの運賃については、平成 23 年の導入から現在まで距離に応じて 100 円・300 円に設定し運行してきましたが、導入当時と令和 5 年度の 1 人当たりにかかる平均運行費用を比べると 600 円余り上昇しています。また、今回実施予定のドアツードア方式の導入や運行区間拡大、今後の人件費を含む物価上昇等の要因により、さらなる費用増加が見込まれています。以上のような背景から、今後も持続可能な運行を目指しつつ、なおかつ利用者に分かりやすい運賃設定として、全区間 300 円均一運賃とした上で、75 歳以上及び身障者手帳等保持者を半額とする制度は廃止します。なお、保護者同伴の未就学児は無料とする制度を新たに導入します。							
【利便増進事業の分類】							
イ．特定旅客運送事業に係る路線等の編成の変更、二．運賃又は料金の設定							
【実施主体】							
伊佐市	●	交通事業者	●	関係事業者		市民	

【事業実施前後の運行内容】

＜事業実施前＞

山野地区、曾木・針持地区、菱刈地区において計 16 路線を定路線型で運行している。

対象地区	現在の路線名
山野地区（3 路線）	布計線・小川内線・平出水線
曾木・針持地区（4 路線）	川西線・田原線・西山線・高塚線
菱刈地区（9 路線）	五色徳辺下線・山田徳辺線・下手線・湯之尾線・市山花北線 田中重留線・永池楠原線・野池小川添線・荒田線



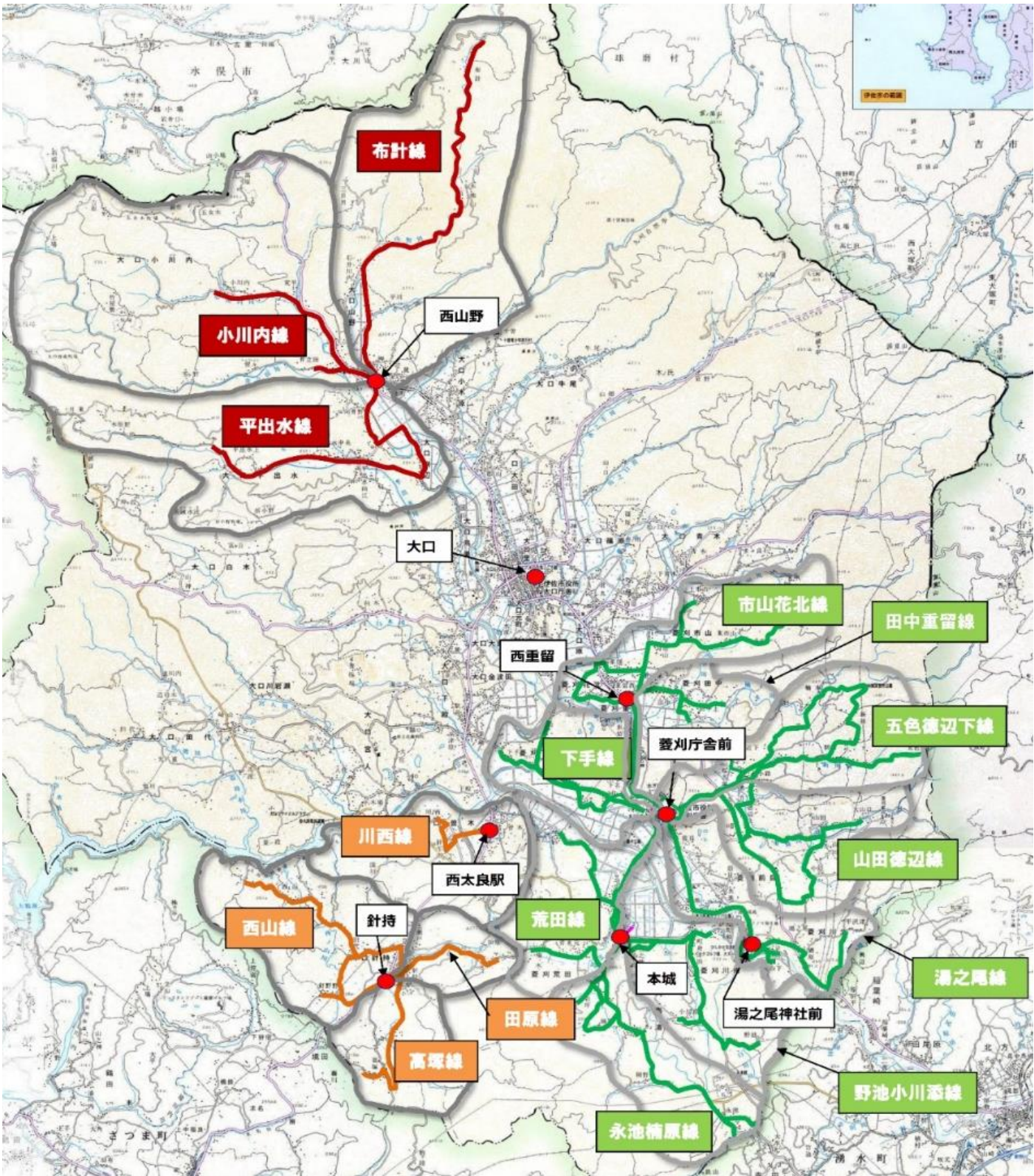
＜事業実施後＞

上記 16 路線に事業 1 に基づく市内バス・羽月北線エリアを加え、6 エリアに統合し、ドアツードア方式のフルデマンド型交通にて運行する。また、地域住民の移動実態・ニーズに合わせた運行内容の見直しを行う。

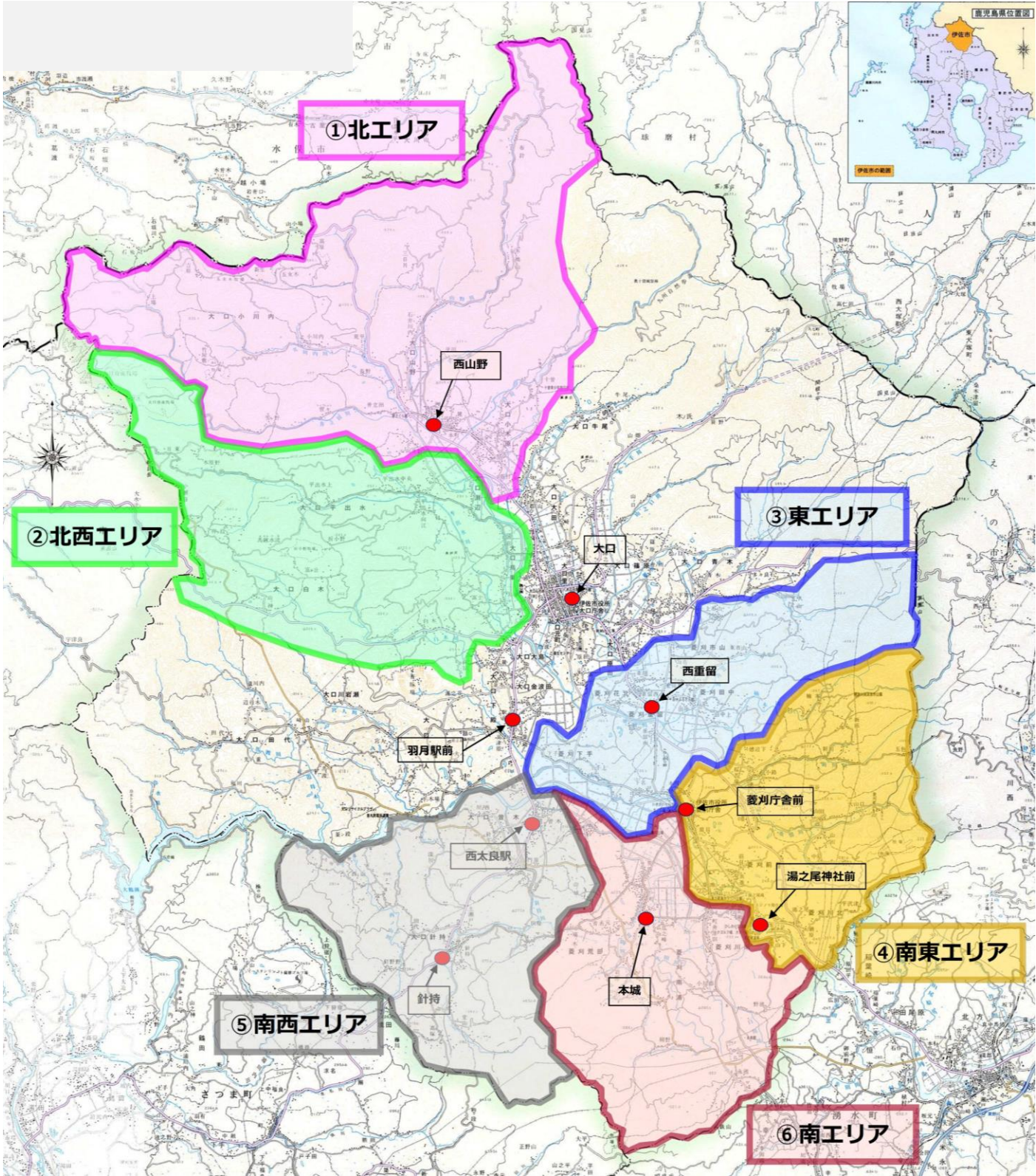
対象地区	対象地区	再編内容
北エリア	山野地区	運行区間を「西山野」から「大口」まで拡大
北西エリア	平出水・羽月北地区	
南西エリア	曾木・針持地区	運行区間を「西太良駅」「針持」から「羽月駅前」まで拡大
東エリア	田中・下手地区	菱刈地域の移動ニーズに合わせた運行内容の見直し ⇒地域内の全のりあいタクシーを「西重留」で乗降可能とする ⇒運行区間を「羽月駅前」まで拡大し、北薩病院への移動手段も確保する
南東エリア	徳辺・湯之尾地区	
南エリア	本城・永池地区	

図表 事業実施前後の運行図

<事業実施前>



<事業実施後>



①山野地区

現状	再編後
【運行回数】週 6 日（月～土）、5 便/日	【運行回数】週 6 日（月～土）、5 便/日
【路線の現状・課題】 ■利用面 <u>利用者は減少傾向、利用が全くない路線が存在</u> 利用者は減少傾向、小川内線は令和 3 年度から全く利用がない状況である。 ■運行面 <u>運行内容と移動実態にギャップが生じている</u> 運行区間は「西山野」までだが、周辺の商業・医療施設の閉鎖に伴い地区内だけでは生活が完結せず、住民は大口方面に買い物や通院しているため、運行内容と移動実態にギャップが生じている。	【再編内容】 <u>運行区間の拡大</u> のりあいタクシーの運行区間を山野地区の移動実態に合わせて、山野支所や山野郵便局を經由し、「大口」まで拡大する。

②曾木・針持地区

現状	再編後
【運行回数】週6日（月～土）、5便/日	【運行回数】週6日（月～土）、5便/日
【路線の現状・課題】 ■利用面 利用者数は減少傾向、利用が全くない路線が存在 近年ほとんど利用がなく、令和4年度は全路線で利用がない状況である。 ■運行面 生活拠点までは乗り継ぎが必要で利用しづらい運行内容になっている 「西太良駅」「針持」バス停で幹線バスに接続しているが、周辺に商業・医療施設がなく、生活拠点である羽月駅前や大口方面には乗り継ぎが必要のため、利用しづらい運行内容となっている。	【再編内容】 運行区間の拡大 のりあいタクシーの運行区間を曾木・針持地区の移動ニーズに合わせて、針持校区コミュニティ協議会や針持温泉を経由し、スーパーや金融機関等が立地する「羽月駅前」まで拡大する。

③ 菱刈地区

現状	再編後
【運行回数】週 6 日（月～土）、6 便/日	【運行回数】週 6 日（月～土）、6 便/日
【路線の現状・課題】 ■ 利用面 利用者数は菱刈南部を中心に多い 利用者は菱刈南部の路線を中心に多い（野池小川添線、永池楠原線、荒田線） ■ 運行面 運行内容と移動ニーズが合っていない可能性がある 全ての路線が菱刈地域内での運行となっているが、大口と菱刈の中間に位置する地区では、買い物・通院の移動ニーズは主に大口地区・菱刈重留地区に向いている。また、商業・医療施設が立地する「西重留」での乗降は一部路線に限られており、乗降できない路線では運行ニーズがある。さらに、地域住民の利用が多い北薩病院までの移動ニーズがある。	【再編内容】 菱刈地域の移動ニーズに合わせた運行内容の見直し 菱刈地域の移動ニーズに合わせて、地域内の全てののりあいタクシーがまごし館周辺の菱刈地区市街地に加えて「西重留」でも乗降できるようにする。また、北薩病院への移動手段を確保するため、運行区間を「羽月駅前」まで拡大する。

【関連事業 1】バス停等の環境整備							
【目的】							
● 市民・来訪者の利用が多いバス停を中心に待合環境を整備することなどにより、公共交通を利用しやすい環境を目指します。							
【取組内容】							
● 乗降客の多いバス停を中心に、バスを待つ間の雨風を防ぎ、座って待てるように上屋やベンチの設置、老朽化したバス停の更新等を行い、バス待ち環境の向上を図ります。 ● バス停周辺の買い物施設や医療施設等と連携して、待合スペース、屋根・ベンチを確保し、待ち時間を快適に過ごせる乗り場をつくる等、バス待ち環境の充実に向けて取り組みます。 ● 交通結節点においては、のりあいタクシーから路線バスへの乗り継ぎに配慮したダイヤ調整を行う等、利用者が円滑に乗り継ぎできる環境づくりに努めます。							
【利便増進事業の分類】							
ト、イ～ヘに掲げる事業を併せて行う事業							
【実施主体】							
伊佐市	●	交通事業者	●	関係事業者	●	市民	

【関連事業 2】公共交通に関する情報発信の強化							
【目的】							
● 公共交通の利用のきっかけづくりとして、公共交通マップの作成・配布や各種ツールを活用した情報発信を通じて公共交通を知る機会を増やし、利用を促します。							
【取組内容】							
● 市内の公共交通の利用方法や運行ルート、運賃、時刻表等を一元化した公共交通マップの作成に取り組みます。 ● 作成したマップは、市報、市 HP・SNS への掲載、主要交通拠点や市役所、商業施設・医療施設等での留め置き等を通じて、市民への周知を図ります。 ● 市内バスやのりあいタクシーについては、子どもからお年寄りまで幅広い世代に親しみや愛着を感じてもらえるように、工夫した情報発信の強化と利用促進を図ります。							
【利便増進事業の分類】							
ト、イ～ヘに掲げる事業を併せて行う事業							
【実施主体】							
伊佐市	●	交通事業者	●	関係事業者	●	市民	●

【関連事業３】モビリティ・マネジメントの実施							
【目的】							
● 公共交通を利用したことがない市民及び自家用車での移動が定着している市民に対し、公共交通などの多様な交通手段を適度に利用する生活へ促すモビリティ・マネジメントの実施を通じて、利用するきっかけづくりとし、交通モード全体の利用者数の増加を目指し、持続可能な公共交通体系の維持につなげます。							
【取組内容】							
● 説明会等の実施などにより、各ターゲット層（子ども、高齢者、転入者等）に合わせた意識形成の自発的転換を促す機会を増やし、公共交通の効果的な利用促進を図ります。							
【利便増進事業の分類】							
ト．イ～ヘに掲げる事業を併せて行う事業							
【実施主体】							
伊佐市	●	交通事業者	●	関係事業者	●	市民	●

3. 地方公共団体による支援の内容

利便増進事業の実施に関連して伊佐市が行う支援策については、以下のとおりです。

(1) 地域公共交通網の確保・維持に対する支援

市民の日常生活を支える地域公共交通網を維持・確保するため、国の補助事業を積極的に活用しつつ、路線バス及び市が事業主体の市内バス・のりあいタクシーの運行事業者に対して必要な支援を行います。

(2) 公共交通に関する情報発信

交通マップの作成・配布や各種ツールを活用した情報発信の充実を図り、市民や来訪者に対して公共交通の利用を促します。また、再編事業の実施にあたっては、対象地域において住民説明会を開催するなど、住民への周知と利用促進を図ります。

(3) 協議会事務局の運営

伊佐市地域公共交通活性化協議会の事務局を担い、市民等の「地域」「交通事業者」「行政」が公共交通に対する意識を共有、連携し、まちづくりと一体となった取組体制を構築し、事務局として要望・意見・交通事業者等との調整をしていきます。



4. 事業実施に必要な資金の額・調達方法

本計画に基づき運行するのりあいタクシーの事業費について、必要な資金の額及び調達方法は以下のとおりです。

利用促進による経常収益の確保を図りつつ、国庫補助（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）を活用することを想定し、継続的に運行していきます。

図表 事業実施に必要な資金の額・調達方法

単位：千円

項目	総事業費	調達主体	調達先及び内容	実施時期
のりあいタクシーの運行※	12,816	伊佐市	経常収益（運賃収入） 1,726	令和 6 年度～
			地域内フィーダー系統確保 維持費国庫補助金 5,545	
			伊佐市補助金 5,545	
バス停等の環境整備	1,250		伊佐市補助金	
公共交通に関する情報発信の強化	100		伊佐市補助金	
モビリティ・マネジメントの実施	100		伊佐市補助金	

※令和 4 バス年度の実績をもとに、算出した単年度の見込み計上額

5. 事業の実施により期待される効果

利便増進事業の実施により、期待される効果は以下のとおりです。

利便増進事業 1：羽月北線の運行方法見直し

定時定路線運行からドアツードア型運行への移行により、バス停から離れた住民も利用しやすい交通サービスとなり、利用者の増加が見込まれる。また、事前予約型乗合タクシーとなることから、運行効率が向上し、市の財政負担額は 30 万円程度の減少が見込まれ、利便性と効率性のバランスが整った交通サービスが提供できる。

図表 羽月北・白木地区におけるのりあいタクシー運行に伴う年間収支予測

項目	数値
年間延べ利用者数（推計）	372 人
運賃収入（運賃 300 円と仮定）	111,600 円
年間運行費用	1,761,000 円
差額（運賃収入-運行費用）	▲1,649,400 円
市の財政負担額	824,700 円
利用者 1 人あたりの財政負担額	2,217 円

※令和 5 年度に実施した実証運行をもとに算出

※欠損の一部は国庫補助（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）を活用することを想定

参考）市内バス・羽月北線の運行に伴う財政負担の状況（令和 4 年実績）

項目	数値
年間利用者数	200 人
市の財政負担額	1,128 千円
利用者 1 人あたりの財政負担額	5,641 円

利便増進事業 2：のりあいタクシーの運行見直し

現在、バス停での乗降が基本となっている運行方式をドアツードア方式のフルデマンド型とすることで、バス停から離れた住民も利用しやすくなり、交通空白地の住民の移動手段の確保にもつながる。また、人手不足が深刻な交通事業者にとっては、路線ごとに乗務員を配置する必要がなくなり、運行負担軽減につながることから、利便性と効率性の整った交通サービスが提供できる。さらに、地域住民の移動実態・ニーズに合わせた交通サービスの提供により、買い物・通院等の日常生活での市民の移動利便性の向上につながる。その結果、のりあいタクシーの利用者は増加が見込まれ、地域公共交通計画で掲げる評価指標（令和 9 年度：4,460 人）の達成にも寄与することが期待される。

図表 地域公共交通計画におけるのりあいタクシー利用者数の評価指標

現状値（令和 3 年度）	目標値（令和 9 年度）
4,246 人	4,460 人

関連事業 1：バス停等の環境整備

乗降客の多いバス停を中心に、上屋やベンチの設置、老朽化したバス停の更新等を行い、またバス停周辺の買い物施設や医療施設等と連携して、待合スペース等を確保することにより、バス待ち環境の充実・向上が図られます。地域公共交通計画で掲げる評価指標（令和 9 年度：5箇所/5年）を達成することにより、公共交通を利用しやすい環境づくりに寄与できる。

図表 地域公共交通計画におけるバス待ち環境の整備箇所数の評価指標

現状値（令和 4 年度）	目標値（令和 9 年度）
未実施	5箇所/5年

関連事業 2：公共交通に関する情報発信の強化

市内の公共交通の利用方法や運行ルート、運賃、時刻表等を一元化した公共交通マップの作成し、市報、市 HP・SNS への掲載、主要交通拠点や市役所、商業施設・医療施設等での留め置き等を通じて情報発信し、市民への周知をすることにより、公共交通を知る機会を増やし利用促進ができる。地域公共交通計画で掲げる評価指標（令和 9 年度：4回/年度）を達成することにより、買い物・通院等の日常生活での市民の移動利便性の向上につながる。

図表 地域公共交通計画における公共交通に関する情報発信回数の評価指標

現状値（令和 4 年度）	目標値（令和 9 年度）
1回	4回/年度

関連事業 3：モビリティ・マネジメントの実施

子ども、高齢者、転入者等の各ターゲット層に合わせた説明会等を通じて、利用するきっかけづくりをするとともに、普段、自家用車での移動が多い市民にも、公共交通を維持していくことの必要性や重要性について周知をすることにより、地域公共交通計画で掲げる評価指標（令和 9 年度：20.0%）の達成にも寄与することが期待される。

図表 地域公共交通計画における直近 1 年間で公共交通を利用した割合の評価指標

現状値（令和 4 年度）	目標値（令和 9 年度）
9.6%	20.0%

6. 事業全体の効果

利便増進事業及び併せて実施する関連事業に対応した達成度を評価する数値目標を以下のとおり設定します。

なお、本計画は上位計画・地域公共交通計画に示す具体的な事業となるため、地域公共交通計画で示す数値目標と同様とします。

【「目標 1 市民の日常生活を支える公共交通体系の構築」達成に向けた評価指標】

のりあいタクシー利用者数	
現状値（令和 3 年度）	目標値（令和 9 年度）
4,246 人	4,460 人
地域の実情に応じたのりあいタクシーの運行内容の改善や利用促進により利用者の増加を目指すため、目標に設定します。	

住民座談会の開催回数	
現状値（令和 4 年度）	目標値（令和 9 年度）
未実施	5 回/年度
現行の公共交通に対する要望の把握・改善を図るため、計画期間中に概ね全ての校区で 2 回程度住民座談会を開催することを目指し、目標に設定します。	

【「目標 2 誰もが利用しやすい公共交通の環境整備」達成に向けた評価指標】

バス待ち環境の整備箇所数	
現状値（令和 4 年度）	目標値（令和 9 年度）
未実施	5 箇所/5 年
市民・来訪者の誰もが利用しやすい公共交通の環境を目指すため、バス停における上屋やベンチの設置などバス待ち環境の整備を行うことを想定し、目標に設定します。	

【「目標 3 情報発信の強化と多様な関係者との連携による利用促進」達成に向けた評価指標】

公共交通に関する情報発信回数	
現状値（令和 4 年度）	目標値（令和 9 年度）
1 回	4 回/年度
公共交通の利用のきっかけづくりとして、概ね 3 か月に 1 回のペースで市報や市ホームページ等に公共交通に関する情報を掲載することを目指し、目標に設定します。	

直近 1 年間で公共交通を利用した割合	
現状値（令和 4 年度）	目標値（令和 9 年度）
9.6%	20.0%
地域内交通の利便性向上や効果的なモビリティ・マネジメントの実施により、公共交通の利用促進を図れているか把握するため、市民アンケートで直近 1 年間の公共交通の利用の有無を尋ね、概ね 5 人に 1 人が「利用した」と回答することを想定し、目標に設定します。	

伊佐市地域公共交通利便増進実施計画

令和 6 年 6 月

発行・編集：伊佐市 地域振興課

〒895-2511

鹿児島県伊佐市大口里 1888 番地

TEL 0995-23-1311（代表）

FAX 0995-22-5344

H P <https://www.city.isa.kagoshima.jp/>
